

## ○静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱要領の制定について

(平成13年9月25日甲通達計第62号)

この度、別添のとおり「静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱要領」を定め、平成13年10月1日から実施することとしたので通達する。

なお、静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱いについて（平成8年甲通達計第7号）は、廃止する。

別添

### 静岡県警察の会計機関の使用する公印の取扱要領

#### 1 趣旨

この要領は、静岡県警察公印に関する訓令（平成13年県本部訓令第25号）第10条に基づき、静岡県警察の会計機関が使用する公印の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 準拠

国の会計機関が使用する公印の取扱いについては、国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和39年大蔵省令第22号。以下「国の公印規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 3 公印の種類等

- (1) 静岡県警察において使用する国の会計機関の公印は、国の公印規則に定めるもののうち、別表第1に掲げるものとする。
- (2) 静岡県警察において使用する静岡県の会計機関の公印は、静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）別表に定めるもののうち、別表第2に掲げるものとする。

#### 4 公印管守者

- (1) 公印を厳正に管理するため、公印管守者を置く。
- (2) 公印管守者は、国の会計機関の公印にあっては別表第1の公印管守者の欄、静岡県の会計機関の公印にあっては別表第2の公印管守者の欄に掲げる者をもって充てる。

#### 5 公印の管守

- (1) 公印は、公印箱に保管し、当直時間帯にあっては、金庫等に格納しておかなければならない。
- (2) 公印は、公印管守者が使用する場合のほか、格納場所以外に持ち出してもならない。

#### 6 公印の申請等

- (1) 公印管守者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止する必要が生じた場合は、理由を付して総務部会計課長（以下「会計課長」という。）に申請するものとする。
- (2) 公印の調製及び改刻は、当該公印の公印管守者の申請に基づき、会計課長が行うものとする。この場合において、会計課長は、総務課長に対して公印の登録を申請するものとする。
- (3) 公印の廃止は、当該公印の公印管守者の申請に基づき、会計課長が行うものとする。この場合において、会計課長は、総務課長に対してその旨を通報するものとする。

## 7 公印の廃棄

- (1) 改刻し、又は廃止したために不用となった公印は、会計課長に引き継がなければならない。
- (2) 会計課長は、前記(1)の規定により公印を引き継いだときは、直ちに、焼却等の方法により廃棄するものとする。

別表第1

種類	公印に表示する文字	公印管守者	備考
歳入徴収官印	歳入徴収官静岡県警察会計担当官之印	総務部会計課長	形式及び寸法については、国の公印規則第3条及び第4条の表に定めるとおりとする。
支出負担行為担当官印	支出負担行為担当官静岡県警察会計担当官之印		
支出官印	支出官静岡県警察会計担当官之印		
契約担当官印	契約担当官静岡県警察会計担当官之印		
物品管理官印	物品管理官静岡県警察本部長之印		
物品出納員印	静岡県警察物品出納官之印		
収入官吏印	収入官吏静岡県警察本部総務部会計課長之印		
資金前渡官吏印	資金前渡官吏静岡県警察本部総務部会計課長之印		
歳入歳出外現金出納官吏印	歳入歳出外現金出納官吏静岡県警察本部総務部会計課長之印		
有価証券取扱主任官印	有価証券取扱主任官静岡県警察本部総務部会計課長之印		

別表第2

種類	公印に表示する文字	公印管守者	備考
出納員印	静岡県警察本部出納員之印	総務部会計課長	寸法は、21ミリメートル平方とする。
	静岡県○○警察署出納員之印	警察署会計課長	
分任出納員印	静岡県警察本部総務部会計課分任出納員之印	総務部会計課課長補佐	寸法は、21ミリメートル平方とする。
	静岡県警察本部総務部施設課分任出納員之印	総務部施設課課長補佐	
物品取締員印	静岡県警察本部交通部交通指導課出張分任出納員之印	交通部交通指導課課長補佐 (総務部会計課兼務を命ぜられた者であって、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4の放置違反金に係る事務を取り扱うものに限る。)	寸法は、21ミリメートル平方とする。
	静岡県警察本部会計課物品取締員之印	総務部会計課調度第一課長補佐	
	静岡県○○警察署物品取締員之印	警察署会計課長	